

京都スタジアム(仮称)運営権 P F I 事業導入可能性調査業務に係る募集要領

1 事業の趣旨・目的

京都府内におけるスポーツの広域・基幹的施設として、府内にない専用球技場を新設し、スポーツの振興、府中北部地域の発展に寄与し、公共の福祉の増進を図ることとしており、本業務では京都スタジアム(仮称)を収益性の高い施設に整備し、民間の経営原理や資金を導入する公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業(コンセッション事業)の導入可能性について調査を行う。

2 業務概要

- (1) 業務名 京都スタジアム(仮称)運営権 P F I 事業導入可能性調査業務
- (2) 業務内容 別紙「技術提案仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで(予定)
- (4) 委託上限額 20,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

技術提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 技術提案募集に係る公告の日から、技術提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札について指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて技術提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 平成 23 年度から平成 27 年度までに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促

進に関する法律（平成 11 年法律第 177 号）第 5 条の規定に基づき、実施方針が公表された公共施設等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又は PFI 事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務を元請けとしての受注実績を有すること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課（京都府庁 2 号館 1 階）
電話番号 075-414-4284 ファクシミリ番号 075-414-4285
メールアドレス sposei@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間 平成 29 年 1 月 19 日（木）から平成 29 年 2 月 23 日（木）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- イ 配布場所 上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h28.html>) からダウンロードすることができる。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

- ア 提出期限 平成 29 年 1 月 19 日（木）から平成 29 年 2 月 2 日（木）午後 5 時まで
- イ 提出場所 上記（1）に同じ。
- ウ 提出方法 持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
- エ 提出書類 別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）
参照

オ 参加表明書に関する質疑・回答

- (ア) 受付期間 平成 29 年 1 月 19 日（木）から平成 29 年 1 月 26 日（木）午後 5 時必着
- (イ) 質疑方法 作成要領の様式 2（質疑書）を持参のほか、郵送、FAX 又は電子メールにより上記イに提出すること。
- (ウ) 回答日時 平成 29 年 1 月 30 日（月）
- (エ) 回答方法 質問への回答は京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h28.html>) に掲示し、個別には回答しない。

(4) 技術提案書の提出を求める者の選定及び通知

上記（3）エの提出書類をもとに、別紙「京都スタジアム(仮称)運営権 PFI 事業導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル方式評価基準（以下「評価基準」という。）」により、文化スポーツ部公募型プロポーザル方式選定会議（以下「選定会議」という。）において技術提案書の提出を求める者を 5 者程度目途に選定し、技術提案書提出要請書を送付する。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 技術提案書提出要請後から平成 29 年 2 月 23 日（木）まで
※提出期限後に到着した場合は無効とする。
- イ 提出場所 上記（1）に同じ。

- ウ 提出方法 持参（平日の午前9時～午後5時まで）
- エ 提出書類 別紙「作成要領」参照
- オ 技術提案書に関する質疑・回答
- （ア） 受付期間 技術提案書提出要請後から平成29年2月13日（月）午後5時必着
- （イ） 質疑方法 作成要領の様式2（質疑書）を持参のほか、郵送、FAX又は電子メールにより上記イに提出すること。なお、質問は上記（4）の技術提案書提出要請を受けた者からに限り受け付ける。
- （ウ） 回答日時 平成29年2月15日（水）
- （エ） 回答方法 質問への回答は京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h28.html>）に掲示し、個別には回答しない。

5 評価方法等

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを非公開で実施する。具体的な時間、場所等については、技術提案書提出要請とあわせて通知する。

（3）評価方法

参加表明書及び技術提案書（プレゼンテーション及びヒアリング実施）について、別紙「評価基準」に基づき外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

（4）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（3）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

（5）その他

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 委託業務参考見積価格の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知及び公表

技術提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、技術提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。技術提案書の提

出を求める者として選定されなかったもの及び技術提案書を提出した者のうち委託候補者として選定されなかったものが、本通知日の翌日から起算して5日以内に、書面によりスポーツ施設整備課に対して、非選定理由についての説明を請求することができる。

また、候補者選定後、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において公表の翌日から1年間、閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

7 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8 その他

- (1) 辞退に係る取扱い
 - 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届け出るものとする。(様式任意)
- (2) 提出書類に関する注意点
 - ア 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
 - イ 府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
 - ウ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
 - エ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の取扱い等
 - ア 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は技術提案書の提出を求める者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
 - イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - ウ 提出された技術提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において行うものとする。

なお、提出された技術提案書は、委託候補者の選定のために必要な範囲内において複製を作成する。

エ 提出された応募書類は返却しない。

(4) 選定の取り止め

参加表明者又は技術提案者が1者となった場合は、選定を取り止めることがある。

(5) 契約期間の取扱い

本業務は、所定の手続きが完了した後、契約期間を平成29年9月30日まで延長する予定である。